

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業費特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和46年1月21日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	伊勢崎市	職員数※ (H19. 4. 1現在)	34
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	169.82円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	19,368
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数※	0.845
資金不足比率 (%)		実質公債費比率※ (%)	11.3 (H19)
		経常収支比率※ (%)	92.7 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：伊勢崎市、赤堀町、（佐）東村、境町〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	伊勢崎市下水道事業費特別会計健全化計画
計画期間	平成19年～23年（5カ年間）
計画策定責任者	伊勢崎市長 五十嵐 清隆
既存計画との関係	伊勢崎市集中改革プラン（平成17年度から平成21年度）
公表の方法等	広報・ホームページへの掲載、議会への説明予定
基本方針	人件費、建設事業費等の縮減や歳入の確保などによる行政改革を更に推進するなかで、高金利地方債の繰上償還制度を活用し、歳出の公債費の軽減を図ることにより、公営企業経営の健全化の一助とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	742	465	551	1,758
	補償金免除額	95	108	106	309
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	392	256	371	1,018

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債（公共）	741,967	465,258	550,914	1,758,139
合 計 (A)		741,967	465,258	550,914	1,758,139
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		741,967	465,258	550,914	1,758,139

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債（公共）	374,328	243,407	370,059	987,794
合 計 (A)		374,328	243,407	370,059	987,794
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		374,328	243,407	370,059	987,794

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>平成17年1月1日に4市町村が合併し、人口20万人の「新伊勢崎市」が誕生し、平成19年4月1日には特例市に移行しました。</p> <p>本市は県内有数の人口増加地域であり、社会基盤整備の促進が求められています。新市建設計画に基づき、新市の一体性の確立を目指して計画を推進しているところです。</p> <p>しかし、平成18年度末の下水道普及率は22.9%と県や国の平均普及率と比べても低く普及率の向上を目指さなければなりません。また、平成14年度から整備を開始した流域関連公共下水道（旧町村部）においては、年数も浅いということもあって殆どが未整備地区であります。平成20年度には暫定的に供用開始する予定です。今後も下水道の建設を進めるためには莫大な建設財源が必要なことから、国庫補助金や起債などを主財源とし、計画的かつ効率的な整備を推進していかなければなりません。</p> <p>また、合併時の総費用は前年に比べて職員給与費（退職手当）と元金償還金が増額となり、逆に他会計繰入金金の減に伴い総収益が減額となったため収益的収支が57.6%となり3.7%の減となりました。</p> <p>今後においては、流域関連公共下水道事業で借入れた起債の元金償還が始まることで、年々増額が見込まれるとともに、その大部分を一般会計繰入金で賄っていることもあり厳しい経営状況となっております。</p>																
経 営 課 題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 862 632 909">課 題 ①</td> <td data-bbox="635 862 1458 909">公債費の健全化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 913 1458 1021"> <p>企業債現在高が年々増加傾向にありますが、今後予想される新規事業の中から最小の費用で最大の効果があげられるための事業を、適切な選択により発行の抑制に努めます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1025 632 1072">課 題 ②</td> <td data-bbox="635 1025 1458 1072">資本投下の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 1077 1458 1207"> <p>建設改良費については、流域関連公共下水道の整備や普及率の向上を目指すなかで設計や工法の見直しを積極的に取り入れることにより削減に努めます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1211 632 1258">課 題 ③</td> <td data-bbox="635 1211 1458 1258">定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 1263 1458 1370"> <p>人件費は平成21年度までに職員数を6人削減する定員適正化計画に取り組むことにより削減に努めます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1375 632 1422">課 題 ④</td> <td data-bbox="635 1375 1458 1422"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1426 632 1473">課 題 ⑤</td> <td data-bbox="635 1426 1458 1473"></td> </tr> </table>	課 題 ①	公債費の健全化	<p>企業債現在高が年々増加傾向にありますが、今後予想される新規事業の中から最小の費用で最大の効果があげられるための事業を、適切な選択により発行の抑制に努めます。</p>		課 題 ②	資本投下の抑制	<p>建設改良費については、流域関連公共下水道の整備や普及率の向上を目指すなかで設計や工法の見直しを積極的に取り入れることにより削減に努めます。</p>		課 題 ③	定員管理の適正合理化	<p>人件費は平成21年度までに職員数を6人削減する定員適正化計画に取り組むことにより削減に努めます。</p>		課 題 ④		課 題 ⑤	
課 題 ①	公債費の健全化																
<p>企業債現在高が年々増加傾向にありますが、今後予想される新規事業の中から最小の費用で最大の効果があげられるための事業を、適切な選択により発行の抑制に努めます。</p>																	
課 題 ②	資本投下の抑制																
<p>建設改良費については、流域関連公共下水道の整備や普及率の向上を目指すなかで設計や工法の見直しを積極的に取り入れることにより削減に努めます。</p>																	
課 題 ③	定員管理の適正合理化																
<p>人件費は平成21年度までに職員数を6人削減する定員適正化計画に取り組むことにより削減に努めます。</p>																	
課 題 ④																	
課 題 ⑤																	
留 意 事 項																	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)						
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)											
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1,025	930	1,032	1,012	1,377	1,499	-1,380	1,448	-1,338	1,520	-1,345	1,436	-1,376	1,433	-1,430
		(1) 営 業 収 益 (B)	638	657	663	687	724	754	728	758	726	849	733	749	743	750	840
		ア 料 金 収 入	558	560	566	589	606	622	613	613	624	619	631	646	638	646	741
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	6	16	12	5	19	34	17	37	13	119	13	9	13	8	13
		ウ そ の 他	74	81	85	93	99	98	98	108	88	111	88	94	92	96	86
		(2) 営 業 外 収 益	387	273	369	325	653	745	652	690	612	671	612	687	633	683	590
		ア 他 会 計 繰 入 金	344	258	324	267	612	687	599	655	549	656	559	672	579	671	526
	イ そ の 他	43	15	45	58	41	58	53	35	63	15	62	15	63	12	64	
	2 総 費 用 (D)	1,006	1,006	1,011	1,037	1,051	1,042	-1,011	1,043	-1,122	1,126	-1,076	957	-1,043	963	-1,058	
	(1) 営 業 費 用	418	440	442	471	493	477	449	558	618	678	602	532	587	551	592	
	ア 職 員 給 与 費	136	135	143	193	160	142	-135	167	-135	189	-115	152	95	157	95	
	ウ ち 退 職 手 当				53	22			12	0	40	0	24	0	22	0	
	イ そ の 他	282	305	299	278	333	335	314	391	483	489	487	380	492	394	497	
	(2) 営 業 外 費 用	588	566	569	566	558	565	562	485	504	448	474	425	456	412	466	
	ア 支 払 利 息	583	560	565	564	558	563	560	483	502	445	472	412	454	406	464	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	1																
イ そ の 他	5	6	4	2		2	2	2	2	3	2	13	2	6	2		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		19	-76	21	-25	326	457	369	403	216	394	269	479	333	470	372	
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,211	3,464	4,230	3,307	3,520	4,115	4,324	2,902	3,699	2,847	3,448	1,662	2,752	1,410	2,583
		(1) 地 方 債	981	1,611	1,960	1,452	1,901	2,480	2,594	1,726	2,160	1,571	-1,939	528	-1,211	457	-1,103
		(2) 他 会 計 補 助 金	823	937	1,016	979	752	685	737	602	675	573	676	511	702	478	646
		(3) 他 会 計 借 入 金															
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	335	844	1,110	726	734	773	802	478	620	504	648	419	676	309	648
		(6) 工 事 負 担 金	71	72	41	49	45	40	40	36	42	160	41	159	39	146	38
		(7) そ の 他	1		103	101	88	137	-151	60	-112	39	-144	45	-124	20	-148
	2 資 本 的 支 出 (G)	2,198	3,485	4,215	3,307	3,844	4,574	4,693	3,367	3,825	3,164	3,717	2,155	3,085	1,919	2,955	
	(1) 建 設 改 良 費	1,638	2,859	3,542	2,586	3,069	2,800	2,993	1,585	2,141	1,602	2,321	1,244	2,283	1,009	2,111	
	ウ ち 職 員 給 与 費	116	120	136	101	120	112	-120	106	-120	82	-120	73	-120	67	-120	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	548	603	673	721	774	1,773	-1,790	1,782	-1,684	1,562	-1,396	911	802	910	844	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
	(5) そ の 他	12	23			1	1	0									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		13	-21	15	0	-324	-459	-369	-465	-216	-317	-269	-493	-333	-509	-372	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	32	-97	36	-25	2	-2	0	-62	0	77	0	-14	0	-39	0
積 立 金 (K)															
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	147	199	127	163	138	140	140	138	138	76	138	153	138	139	400
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	179	102	163	138	140	138	140	76	138	153	138	139	138	100	400
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	13	31	31	11		2	0		0	4	0	2	0	2	0
実 質 収 支 (N)-(O)															
黒 字 (P)	166	71	132	127	140	136	140	76	138	149	138	137	138	98	100
赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	66.0	57.8	61.3	57.6	75.5	53.3	50.9	51.3	47.7	56.5	54.4	76.9	74.6	76.5	75.2
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	632	641	651	682	705	720	711	721	713	730	720	740	730	742	827
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金 現 在 高															
企 業 債 現 在 高	15,007	14,925	17,509	18,241	19,368	20,075	20,262	20,019	20,738	20,028	21,281	19,645	21,690	19,192	21,949
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	15,007	14,925	17,509	18,241	19,368	20,075	20,262	20,019	20,738	20,028	21,281	19,645	21,690	19,192	21,949
うちその他に係るもの															

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)					
収 益 的 収 支 分	419	339	410	360	711	785	697	763	638	767	639	766	662	765	612
うち基準内繰入金	136	138	146	165	695	773	681	746	623	745	624	743	647	745	598
うち基準外繰入金	283	201	264	195	16	12	16	17	15	22	15	23	15	20	14
うち料金収入に計上すべき繰入等															
うち赤字補てん的なもの	283	201	264	195	16	12	16	17	15	22	15	23	15	20	14
資 本 的 収 支 分	823	937	1,016	979	752	685	737	602	675	573	676	511	702	478	646
うち基準内繰入金	71	83	98	94	93	85	91	106	84	88	84	93	87	86	80
うち基準外繰入金	752	854	918	885	659	600	646	496	591	485	592	418	615	392	566
うち赤字補てん的なもの	752	854	918	885	659	600	646	496	591	485	592	418	615	392	566

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)						
資金不足比率	(%) (再掲)																
料金回収率※	(%)	42.7	42.0	40.5	41.5	65.9	75.1	67.9	62.4	71.1	68.4	71.5	67.9	70.9	76.5		
総収支比率(法適用)	(%)																
経常収支比率(法適用)	(%)																
営業収支比率(法適用)	(%)																
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	66.0	57.8	61.3	57.6	75.5	53.3	50.9	51.2	47.7	56.5	54.4	76.8	74.6	76.5	75.2	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分	(%)	40.9	36.4	39.7	35.6	51.7	52.4	50.5	52.7	47.7	50.5	47.5	53.3	48.1	53.4	42.8
	うち基準内繰入金	(%)	13.3	14.8	14.1	16.3	50.5	51.6	49.3	51.5	46.6	49.0	46.4	51.7	47.0	52.0	41.8
	うち基準外繰入金	(%)	27.6	21.6	25.6	19.3	1.2	0.8	1.2	1.2	1.1	1.4	1.1	1.6	1.1	1.4	1.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)															
	うち赤字補てん的なもの	(%)	27.6	21.6	25.6	19.3	1.2	0.8	1.2	1.1	1.4	1.1	1.6	1.1	1.4	1.0	
	資本的収入分	(%)	37.2	27.1	24.0	29.6	21.3	16.6	17.0	20.7	18.7	20.1	19.6	30.7	25.5	33.9	25.0
	うち基準内繰入金	(%)	3.2	2.4	2.3	2.8	2.6	2.1	2.1	3.7	2.3	3.1	2.4	5.6	3.2	6.1	3.1
	うち基準外繰入金	(%)	34.0	24.7	21.7	26.8	18.7	14.6	14.9	17.1	16.4	17.0	17.2	25.2	22.3	27.8	21.9
うち赤字補てん的なもの	(%)	34.0	24.7	21.7	26.8	18.7	14.6	14.9	17.1	16.4	17.0	17.2	25.2	22.3	27.8	21.9	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	4年間を目安に、市民に対して大幅な負担とならないような料金設定を考えております。 料金収入については、平成20年に流域下水道の一部供用開始に伴い増収を見込んでおります。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計においても財政的に厳しい状況にあり、今後も大幅な増額等見込めない状況です。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	課題③定員管理の適正合理化については、支所窓口を含めた事務量の見直しなどにより、職員管理の適正化及び人件費の削減を図ります。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年4月1日の市全職員数2,497人を基準とし、5年後の平成22年4月1日に115人減の2,382人以下とすることを定員適正化の目標としました。結果、病院部門の増員(64人)があったため、合計2,433人となりましたが、その他の市長部局等では目標を達成することができました。公共下水道事業においては、平成17年度の職員数は31人で、平成18年度に一般会計所属だった支所職員3名が組織改革により、本会計所属職員となったため34人になり、平成19年度には流域下水道の供用開始に伴い1人増え35人となりましたが
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	給与構造の見直しについては、国に準じて平成18年4月より実施しています。地域手当の支給については、国における地域手当指定基準に基づいて支給対象とはしていません。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員の給与につきましては、現行政職一表(3級まで)の適用としていますが、平成18年4月実施の給与構造の見直しにより、ほとんどの職員が現給保障となっています。また、技能労務職員の補充はしておりません。なお、民間と比較した平成20年度の給与情報の公表については、平成21年3月末に実施済です。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	普通退職、勸奨退職とも退職者特別昇給制度は、平成16年度に廃止しています。
◇ 福利厚生事業のあり方	健保組合の事業主負担割合の適正化等の取り組みは、全国市町村共済組合連合会が中心となって行っております。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題②資本投下の抑制については、マンホール間の距離を広げることによる数の減少を図るとともに、比較的安価な構造に替えるなどにより建設改良費の削減に努めていきます。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	今後も可能な限り民間委託等を推進していく予定です。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、 コスト等に見合った適正な料金水準への引き 上げに向けた取組	4年間を単位としてコストを見直し、市民に対して急激な負担増とならないように適正な料金を設定します。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推 進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	策定したものについては、広報・ホームページ等に公表していく予定です。 平成19年度から実施し、今後も引続き事務事業評価を行いながら効率的な企業運営につなげていきたいと考えております。
5 その他	課題①公債費の健全化については、年々増加する企業債現在高を考慮し、建設改良事業の選択や見直しを実施するとともに、繰上償還等の制度を利用することにより公債費負担の軽減に努めます。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題③定員適正化計画に基づき、平成22年度においては職員数67人減らし人件費57,000千円の節減を図ることができた。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	4年間を単位としてコストを見直し、市民に対して急激な負担増とならないように適正な料金を設定します。(平成23年度に10～15%増の料金改定を見込んでいます) 課題②資本投下の抑制については設計や工法の見直しを積極的に取り入れることにより削減に努めます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	元利償還金の大部分と建設改良費の一部を一般会計で賄っているのが現状であるが、計画的かつ効率のよい方法で建設改良費の抑制を図ることにより、新規借入を減らし、繰入額の減額に努めます。
4 その他	課題①公債費の健全化については、建設改良事業の選択や見直しを実施するとともに、繰上償還等の制度を利用することにより公債費負担の軽減に努めます。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

Table with columns for '区分', '目標又は実績', '平成14年度', '平成15年度', '平成16年度', '平成17年度', '平成18年度', '計画前5年間実績', '平成19年度', '平成20年度', '平成21年度', '平成22年度', '平成23年度', '計画合計'. Rows include '収入の確保' (Revenue Assurance) and '経営の効率化' (Operational Efficiency) categories.

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し、技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)
○ 使用料適正化の考え方
○ 民間委託の取組状況
○ その他に記載された項目に関する取組等
使用料改定については、4年を目安に維持管理費等の経営分析をしたなかで市民に急激な負担にならないように検討いたします。今後の予定では平成23年度に10～15%増の改定を見込んでおります。